

自治体職員のための政策法務入門

～公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して～

ごみ屋敷対策条例③

鹿児島大学教授
宇那木正寛

今回のポイント!
前回到引き続き、ごみ屋敷対策条例の現状と課題について解説します。

(4) 横浜市条例

① 横浜市条例の概要

横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例(以下「横浜市条例」^①)という。は、住居その他の建築物等における不良な生活環境の発生を未然に防止するとともに、それを解消し、かつ、再び発生させないための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で良好な生活環境を確保し、もって市民が健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的としています(第1条)。

条例では、「建築物等」を建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物及びその敷地(これに隣接し、物の堆積又は放置(以下「物の堆積等」という。)が一体となつてなされている私道その他の土地を含む。)と、「不良な生活環境」を物の堆

積等に起因する害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の発生又は物の崩落のおそれその他これらに準ずる影響により、当該物の堆積等がされた建築物等又はその近隣における生活環境が損なわれている状態と、「堆積者」を物の堆積等を行うことにより建築物等における不良な生活環境を生じさせている者(自然人に限る。)と、「堆積物」を建築物等における不良な生活環境の原因となっている当該物と、それぞれ定義しています(第2条第1項)。

また、「支援」を第2章(第6条)の規定による支援その他の横浜市又は地域住民、関係機関その他関係者が講ずる建築物等における不良な生活環境の解消及び発生(再発を含む。以下同じ。)の防止を図るための対策(措置を除く。)と、「措置」を第3章(第7条から第9条まで)の規定による建築物等における不良な生活環境の解消を図るための対策と、それぞれ定義しています(第2条第2項)。

さらに、建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止についての四つの基本方針を定めています。すなわち、①建築物等における不良な生活環境は、堆積者が自ら解

消することを原則とすること、②建築物等における不良な生活環境の発生の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、福祉的観点から当該生活上の諸課題を抱える者に寄り添った支援を行うこと、③市と地域住民等とが協力して、建築物等における不良な生活環境の発生の防止に努めるとともに、堆積者が自ら当該不良な生活環境を解消することが困難であると認められる場合は、市と地域住民等とが協力して解消に向けたあらゆる対策を行うこと、④建築物等における不良な生活環境の解消に取り組むに当たっては、支援を基本とし、必要に応じて措置を適切に講ずることです(第3条)。

市は、前条に規定する基本方針にのっとり、地域住民等と協力して、建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に努めるとともに、第1条の目的を達成するために必要な対策を総合的に講ずるものとされ(第4条)、また、市民は、その所有し、管理し、又は占有する建築物等において不良な生活環境を生じさせないように努めなければならないとされています(第5条)。

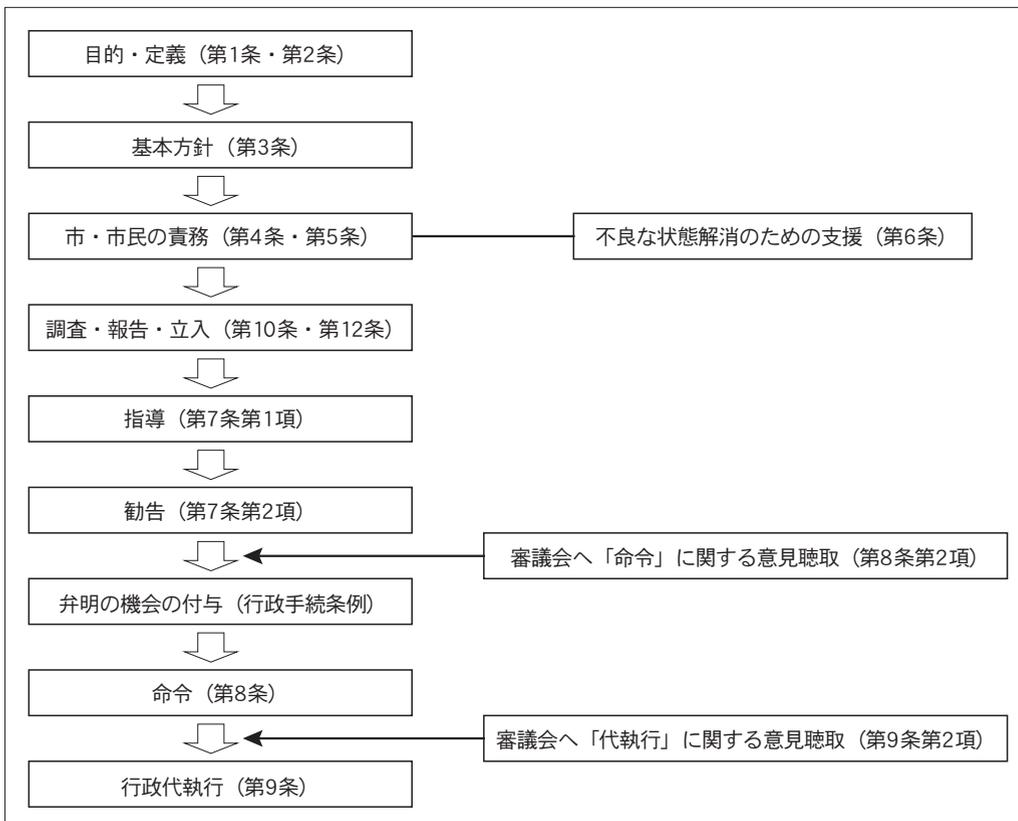
市長は、建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るため、自ら当事者及び地域住民等からの相談に適切に応じるとともに、関係機関が相談を受けた場合にお

いても、必要な対応がなされるよう、支援を行うものとされています(第6条第1項)。市長は、堆積者が自ら不良な生活環境を解消することが困難であると認める場合は、あらかじめ、堆積者に対し必要な説明を行い、その同意を得た上で、排出の支援を行うことができます(同条第3項・第4項)。市長は、建築物等における不良な生活環境が解消された場合は、再び建築物等における不良な生活環境が生じないようにするため、地域住民等による見守りその他の地域社会における孤立等の生活上の諸課題の解決に向けた取組が適切になされるよう、支援を行うこととされています(同条第6項)。

市長は、支援によつ

て建築物等における不良な生活環境を解消することが困難であると認める場合は、当該不良な生活環境を生じさせている堆積者(堆積者)を確認することができない場合は、当該建

【横浜市条例の概要】



建築物等の所有者)に対し、書面により必要な指導をすることができます(第7条第1項)。また、指導を行ったにもかかわらず、なお建築物等における不良な生活環境が解消されない場合は、当該堆積者に対し、期限を定めて、堆積物の適切な処分その他の当該不良な生活環境を解消するための措置を行うよう、書面により勧告することができません(同条第2項)。

市長は、勧告を行ったにもかかわらず、なお建築物等における不良な生活環境が解消されない場合であつて、当該物の堆積等がされた建築物等の近隣における生活環境が著しく損なわれている状態にあると認めるときは、当該堆積者に対し、期限を定めて、解消措置を行うよう、書面により命ずることができません(第8条第1項)。この場合、あらかじめ、第13条第1項に規定する横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会(以下(4)において「審議会」という。)の意見聴取が必要です(同条第2項)。

命令を受けた者が、正当な理由がなくて同項の期限までに当該命令に係る解消措置を講じない場合は、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定により、市長は、自ら当該解消措置をなし、又は第三者をして当該解消措置をなさしめ、その費用について当該命令を

受けた者から徴取することができます(第9条第1項)。この際、あらかじめ、審議会の意見を聴取しなければなりません(同条第2項)。

市長は、支援の実施に必要な限度において、建築物等における物の堆積等の状態、当該建築物等の使用若しくは管理の状況又は所有関係その他の必要な事項について、調査をし、又は当該建築物等の所有者その他関係者に対して報告を求めることができます(第10条第1項)。また、市長は、前項の調査又は報告の結果、建築物等における不良な生活環境の解消を図るために必要があると認める場合は、官公署に対し、物の堆積等がされた建築物等の所有関係又は堆積者の親族関係若しくは福祉保健に関する制度の利用状況その他の堆積者に関する事項に関して、報告を求めることができます(同条第2項)。市長は、措置の実施に必要な限度において、その職員に、物の堆積等がされた建築物等に立ち入り、その状態を調査させ、又は堆積者に質問させることができます(第12条第1項)。

市長の諮問に対して答申をなすための附属機関として、審議会が設置され(第13条)、その組織及び運営について定められています(第14条から第17条まで)。

②横浜市条例の特徴

横浜市条例も、他のごみ屋敷対策条例と同様に、支援による問題の解決を基本とし、これによることが困難な場合、あるいは、支援と併行して、指導→勧告→命令→代執行というプロセスを定めています。この際、命令の発出、代執行といった規制的手法の行使については、その行使に当たって専門家など第三者により構成される審議会の意見を聴くこととされています。

他のゴミ屋敷対策条例とは異なり、命令についての実効性確保のための制裁的公表は定められていません。また、即時強制の規定もありません。

注

(9) 横浜市条例の運用状況については、釦持麻衣「いわゆる『ごみ屋敷条例』の制定自治体の取組み―世田谷区・横浜市・豊田市・大阪市・神戸市へのヒアリング調査をもとに―」都市センター編『自治体による「ごみ屋敷」対策―福祉と法務からのアプローチ―(日本都市センター、2019年)191頁以下が詳しい。